

頁	新	旧
33	1. (4) 主な報告事項 c の記述の一部修正	
	(4) 主な報告事項《関令第 12 条第 8 項、第 10 項》 省略 c 積荷の記号、番号、品名及び数量、 <u>船荷証券又は複合運送証券の番号</u>	(4) 主な報告事項《関令第 12 条第 8 項、第 10 項》 省略 c 積荷の記号、番号、品名及び数量、 <u>船荷証券の番号</u>
34	2. (1) ① b 積荷に関する事項《関令第 12 条第 3 項第 1 号》の記述の一部修正	
	b 積荷に関する事項《関令第 12 条第 3 項第 1 号》 船舶の名称及び国籍、積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び <u>船荷証券又は複合運送証券の番号</u> 、当該貨物が詰められているコンテナの番号、当該貨物の船積港を出港した日時	b 積荷に関する事項《関令第 12 条第 3 項第 1 号》 船舶の名称及び国籍、積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び <u>船荷証券の番号</u> 、当該貨物が詰められているコンテナの番号、当該貨物の船積港を出港した日時
35	2. (2) ① b の標題修正及び一部記述の追加	
	b <u>積荷に関する事項（積荷目録）</u> 《関令第 13 条第 3 項第 1 号》 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、 <u>荷送人、荷受人</u> 及び航空貨物輸送証の番号	b <u>積荷に関する事項</u> 《関令第 13 条第 3 項第 1 号》 (<u>積荷に関する事項</u>) 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号
35	2. (2) ② の根拠規定の修正	
	② 入港後の手続 外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに所定の事項を記載した <u>入港届</u> を税関に提出しなければならない《 <u>関法第 15 条第 11 項</u> 》。	② 入港後の手続 外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに所定の事項を記載した <u>入港届</u> を税関に提出しなければならない《 <u>関法第 15 条第 12 項</u> 》。
37	5. (1) ① 外国貨物である船用品（機用品）の積込承認申告の一部記述追加	
	① 外国貨物である船用品（機用品）の積込承認申告 外国から本邦に到着した外国貨物である船用品（機用品）は、税関長に申告し、その承認を受けて、保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶（航空機）に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合において、税関長は、当該船用品（機用品）が取締り上支障がないものである場合には、 <u>1 年以内で税関長が指定する期間（最長 6 月）内に積み込まれる船用品（機用品）の積込について特定の複数の外航船舶に対し、複数の開港において包括的に承認することができる（関法第 23 条第 1 項、関令第 21 条の 3 第 3 項、<u>関法基本通達 23-1-2</u>）。</u>	① 外国貨物である船用品（機用品）の積込承認申告 外国から本邦に到着した外国貨物である船用品（機用品）は、税関長に申告し、その承認を受けて、保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶（航空機）に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合において、税関長は、当該船用品（機用品）が取締り上支障がないものである場合には、 <u>税関長が指定する期間（1 年）内に積み込まれる船用品（機用品）の積込について一括して承認することができる（関法第 23 条第 1 項、関令第 21 条の 3 第 3 項）。</u>

頁	新	旧
37	5 (1) ② 期間の指定の記述及び根拠規定の追加	
	② 期間の指定 税関長は、外国貨物を船用品（機用品）として積込承認を行う場合には、相当と認める<u>積込みの期間（最長6月）を指定しなければならない（関法第23条第4項前段、関法基本通達23-5）。</u> 省略	② 期間の指定 税関長は、外国貨物を船用品（機用品）として積込承認を行う場合には、相当と認める<u>積込みの期間</u>を指定しなければならない（関法第23条第4項前段）。 省略
100	(1) 輸出差止申立ての記述の一部を修正	
	(1) 輸出差止申立て 省略 この場合において、不正競争差止請求権者は、<u>不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに規定する商品等表示若しくは商品の形態であって、当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであること、著名なものであること若しくは商品の機能を確保するために不可欠な形態でないこと、第10号に規定する技術上の秘密（営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。）</u>を使用する不正使用行為により生じた物（営業秘密侵害品）を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために輸出し又は輸入するものであること、<u>第17号又は第18号に規定する技術的制限手段が特定の者以外の者に影響若しくは音の</u> 省略	(1) 輸出差止申立て 省略 この場合において、不正競争差止請求権者は、<u>不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに規定する商品等表示若しくは商品の形態であって、当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであること、著名なものであること若しくは商品の機能を確保するために不可欠な形態でないこと、第10号に規定する技術上の秘密（営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。）</u>を使用する不正使用行為により生じた物（営業秘密侵害品）を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために輸出し又は輸入するものであること、<u>第11号又は第12号に規定する技術的制限手段が特定の者以外の者に</u>影像若しくは音の視 省略

頁	新	旧
208	特例申告をすることができない貨物の表中の一部記述の修正	
	(原則どおり、輸入申告と納税申告を併せて行わなければならない貨物) (<u>関法第7条の2第4項、関令第4条の3</u>) ① 関税暫定措置法別表第1の6(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表)に掲げる<u>米、小麦、乳製品等</u> ② <u>関税暫定措置法第7条の5第1項(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)</u> に規定する<u>生鮮等牛肉及び冷凍牛肉</u> ③ 関税暫定措置法第7条の6第1項(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置) に規定する生きている豚及び豚肉等 ④ 関税暫定措置法第7条の8第1項(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲 許の修正)に規定する修正対象物品	バター、飲用乳、ヨーグルト等《<u>関法第7条の2第4項、関令第4条の3</u>》 (原則どおり、輸入申告と納税申告を併せて行わなければならない貨物) ① 関税暫定措置法別表第1の6(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表)に掲げる<u>農産品(飲用乳、ヨーグルト等)等</u> ② <u>関税暫定措置法第7条の6第1項(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)</u> に規定する生きている豚及び豚肉等 ③ 関税暫定措置法第7条の8第1項(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲 許の修正)に規定する修正対象物品である<u>生鮮等牛肉及び冷凍牛肉</u>

頁	新	旧
272	8. 更正の請求の特例を追加	
	7. 更正の請求の効果 省略 8. 更正の請求の特例 <u>納税申告をした者は、当該納税申告に係る貨物（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）について環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額（当該税額に関し更正があった場合は、当該更正後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から 1 年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額（当該税額に更正があった場合には、当該更正後の税額）について関税法第 7 条の 15 第 1 項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる（関税暫定措置法第 12 条の 2）。</u> <u>本来、どのような税率を適用して納税申告をするかは輸入者の意思に委ねられており、それが適法に行われているのであればその納税申告により確定した納付税額は有効であるが、環太平洋協定による関税譲許の便益を受けずに輸入された貨物について、当該便益を受けていたとしたら当初の納税申告により納付すべき税額が過大となるときは、特例的に、当該貨物の輸入の許可の日から 1 年以内に限り更正の請求を認めるもので、TPP 税率の適用を失念した輸入者を救済する措置とすることができる。</u>	7. 更正の請求の効果 省略

頁	新	旧
277	4. 賦課決定の請求を追加 3. 賦課決定をすることができる期間 省略 4. 賦課決定の請求 <u>賦課決定方式が適用される貨物を輸入した者は、税関長が環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（郵便物にあっては、日本郵便株式会社から交付された日）から 1 年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について決定すべき旨の請求をすることができる（関税暫定措置法第 12 条の 3）。</u> <u>賦課課税方式が適用される貨物（入国者の携帯品等、20 万円以下の郵便物など）について税関長が関税を賦課しようとするときは、税関長はその調査により納付すべき税額を決定することになるが、この税関長の決定については、決定を請求することはできない。税関長は決定による税額が過大又は過少であることを知ったときは、その調査により再賦課決定することになる。TPP 税率の適用は一定の条件（環太平洋協定の原産品であることを証明する書類（締約国原産地証明書）の提出が必要等）を満たす必要があるが、税関長が納付すべき税額を賦課決定する段階ではこれらの条件を満たすものか否か確認するのは困難である。環太平洋協定に基づく関税譲許の便益を適用しないで税関長が納付すべき税額を賦課決定した貨物について、当該貨物について当該便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額が過大となるときは、特例的に、当該貨物の輸入の許可の日（郵便物については日本郵便株式会社からの交付の日）から 1 年以内に限り、税関長に対して当該決定に係る税額の変更について決定（再賦課決定）をすべき旨の請求を認めることにより、輸入者を救済する措置とすることができる。</u>	3. 賦課決定をすることができる期間 省略

頁	新	旧
523	[4] 牛肉に係る関税の緊急措置《暫定法第7条の5》の一部を追加 [4] 牛肉に係る関税の緊急措置《暫定法第7条の5》 各国との合意に基づく牛肉の関税率の引下げに伴い、輸入が急増した場合に機動的に対処するため、緊急措置が設けられたものである。 <u>この条文は、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」により削除とされているが、TPP11 の発効時点では牛肉の約 40% が TPP11 以外の国からのものであるため、削除が発効するのは TPP12 の発効後であり、それまでは存続することとされている。</u> 省略	[4] 牛肉に係る関税の緊急措置《暫定法第7条の5》 各国との合意に基づく牛肉の関税率の引下げに伴い、輸入が急増した場合に機動的に対処するため、緊急措置が設けられたものである。 省略
526 ～ 534	[7] オーストラリア協定に基づく関税の譲許の停止《暫定法第7条の8》を変更 [8] 環太平洋協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回った場合の関税の譲許の修正《暫定法第7条の9》を追加 [9] 経済連携協定に基づく報復関税《暫定法第7条の10》を追加 [8] 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税《暫定法第8条》の見出し番号変更 [9] 軽減税率の適用手続《暫定法第9条》の見出し番号変更 [10] 免税適用物品等の用途外使用等の制限等《暫定法第10条、第11条、第12条》の見出し番号変更 [11] 特惠関税制度《暫定法第8条の2、第8条の3、第8条の4、及び第8条の5》の見出し番号変更	
	[7] 経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正 《暫定法第7条の8》 <u>TPP11 協定の発効（2018 年 12 月）に伴い、経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の停止又は修正について、次のように包括的な規定が整備された。</u> 1. 対象品目 <u>経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち、当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる」と定められた物品であって政令で定めるもの（「修正対象物品」という。）</u> 2. 発動要件 <u>経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（輸</u>	[7] オーストラリア協定に基づく関税の譲許の停止《暫定法第7条の8》 <u>日本とオーストラリアとの間の経済連携協定（以下「オーストラリア協定」という。）については、平成 27 年 1 月に発効しているところであるが、両国間で合意した関税の譲許のうち、オーストラリア原産の生鮮若しくは冷蔵の牛肉（以下「生鮮等の牛肉」という。）又は冷凍牛肉については、譲許税率の適用を受けたものの輸入の急増に対処するための措置が定められている。</u> <u>（注）生鮮等牛肉は 38.5% から 15 年目で 23.5% へ、冷凍牛肉については 38.5% から 18 年目で 19.5% へ、それぞれ段階的に関税率が引き下げられることとされている。</u> 1. 対象品目 <u>オーストラリア協定に基づき関税が譲許される生鮮等牛肉又は冷凍牛肉</u> 2. 発動要件 <u>その年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量がオーストラリア協定に定められた一定の数量（輸入基準数量）を超えること</u>

入基準数量)を超えること。

3. 措置の内容

当該修正対象物品が、その輸入基準数量を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなった月の翌々日の初日からその超えることとなった月の属する年度の末日までの期間（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その期間。以下「発動期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとなる。

- ① 発動期間の開始の日における実行税率
- ② 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日）の前日における実行税率
- ③ 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

4. 輸入数量等の告示

財務大臣は、

- ① その年度の初日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を翌月末日までに、
- ② 当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間を当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ官報で告示する。

（注）この告示は、告示又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表される。

[8]環太平洋協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回った場合の関税の譲許の修正<暫定法第7条の9>

1. 対象品目

譲許適用物品である関税定率法別表第1010・29-2（二）に掲げる物品（生きている馬）のうち、一頭の課税価格が発動基準価格（環太平洋協定に定められた当該物品の発動価格に100分の90を乗じて得た価格をいう。）を下回るもの（「譲許修正物品」という。）

2. 発動要件

一頭の課税価格が発動基準価格を下回ること

3. 措置の内容

3. 措置の内容

生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（発動日）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、発動日における実行税率、オーストラリア協定の効力発生の日の前日における実行税率及びオーストラリア協定に定められた基準税率のうち最も低いものとなる。

4. 輸入数量等の告示

財務大臣は

- ① その年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の各輸入数量を翌月末日までに、
- ② 当該年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び発動日をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報に告示する。

譲許修正物品に課する関税の率は、次に掲げる税率のうち最も低いものとなる。

- ① 関税の譲許を修正する日における実行税率
- ② 環太平洋協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる日の前日における実行税率
- ③ 環太平洋協定の付録に定められた税率

[9] 経済連携協定に基づく報復関税《暫定法第7条の10》

経済連携協定に基づいて直接または間接に我が国に与えられた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

財務大臣は、関税の譲許の適用を停止し、実効税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し意見を求めることができ、意見を求められた関係大臣等は、正当な理由がある場合を除き、その求めがあった日から起算して30日以内に書面により意見を述べなければならない。

(参考) 暫定法第12条の2(更正の請求の特例)及び第12条の3(賦課決定の請求)については、272頁の「8. 更正の請求の特例」及び277頁の「4. 賦課決定の請求」を参照してください。

[10] 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 《暫定法第8条》

省略

[11] 軽減税率の適用手続《暫定法第9条》

省略

[8] 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 《暫定法第8条》

省略

[9] 軽減税率の適用手続《暫定法第9条》

省略

	<u>[12]</u> 免税適用物品等の用途外使用等の制限等 《暫定法第 10 条、第 11 条、第 12 条》 省略 <u>[13]</u> 特恵関税制度 《暫定法第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 8 条の 4、及び第 8 条の 5》 省略	<u>[10]</u> 免税適用物品等の用途外使用等の制限等 《暫定法第 10 条、第 11 条、第 12 条》 省略 <u>[11]</u> 特恵関税制度 《暫定法第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 8 条の 4、及び第 8 条の 5》 省略
--	--	--

頁	新	旧
531	2. 軽減税率の適用手続を要する貨物の一部を修正	
	2. 軽減税率の適用手続を要する貨物 省略 (4) ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品（乳幼児用の調整粉乳又は調整液 <u>状乳製造用のもの</u> ） 省略	2. 軽減税率の適用手続を要する貨物 省略 (4) ホエイ及びミルク（乳幼児用の調整粉乳製造用のもの） 省略

頁

531

新

2. 軽減税率の適用手続を要する貨物の一部を修正

旧

2. 軽減税率の適用手続を要する貨物

省略

経済連携協定で譲許した経済連携協定税率適用物品で次のものについても、前記と同様の軽減税率の適用手続きが定められている《暫定令第 32 条第 2 項》。

EPA の軽減税率適用品目。 (関税暫定法施行令第 32 条第 2 項)	日 EU	TPP11	日豪	日メキシコ	日チリ
1. ミルク及びクリーム (0402.21 の 1) (チョコレート原料として使用するもの)	○	○			
2. ホエイ及び調製ホエイ (0404.10 の 1) (青色に着色したものであって配合飼料の製造に使用するもの)	○	○			
3. ホエイ及び調製ホエイ (0404.10 の 1) 並びにミルクの天然の組成成分から成る物品 (0404.90 の 1) (乳幼児用の調整粉乳又は調整液状乳の製造に使用するもの)	○	ニュージーランドのみ			
4. フレッシュチーズ及びカード (0406.10)、ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ (0406.40) 並びにその他のチーズ (0406.90) (プロセスチーズの原料として使用するもの)			○		
5. フレッシュチーズ及びカード (0406.10) (シュレッドチーズの原料として使用するもの)		○			
6. その他のチーズ (0406.90) (シュレッドチーズの原料として使用するもの)			○		
7. とうもろこしでん粉 (コーンスターチ) (1108.12)、ばれいしょでん粉 (1108.13)、マニオカ (カッサバ) でん粉 (1108.14) 及びその他のでん粉 (1108.19) (でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばれいしょでん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの)	○	○			
8. その他の甘しき糖 (1701.14-2) のうちしよ糖の含有量 99.3 度未満のもの (精製用のもの)		○	○		
9. ココアを含有する調整食料品 (1806.20-2 (2)) (チョコレート原料として使用するもの)	○	○	○		
10. トマトピューレー及びトマトペースト (2002.90-2 (1)) (トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの)				○	○

2. 軽減税率の適用手続を要する貨物

省略

経済連携協定で譲許した経済連携協定税率適用物品で次のものについても、前記と同様の軽減税率の適用手続きが定められている《暫定令第 32 条第 2 項》。

(1) 日豪 EPA

①フレッシュチーズ及びカード、ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ、その他のチーズ (プロセスチーズ製造用のもの)

②その他のチーズ (シュレッドチーズ製造用のもの)

③その他の甘しき糖 (しよ糖の含有量 99.3 度未満) (精製用のもの)

④ココアを含有する調整品 (チョコレート製造用)

(2) 日メキシコ EPA

①トマトピューレー、トマトケチャップ (トマトケチャップ等製造用のもの)

(3) 日チリ EPA

①トマトピューレー、トマトケチャップ (トマトケチャップ等製造用のもの)

頁	新	旧
540	6. 経済連携協定との関係の一部を削除	
	6. 経済連携協定との関係 我が国と経済連携協定を締結しているメキシコ、 削除 、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、ペルー及び ASEAN 諸国を 省略	6. 経済連携協定との関係 我が国と経済連携協定を締結しているメキシコ、 <u>マレーシア</u> 、 <u>タイ</u> 、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、ペルー及び ASEAN 諸国を 省略
542	(4) 累積原産品の特例扱いの一部を削除	
	(4) 累積原産品の特例扱い 累積原産品の特例扱いは、東南アジア諸国連合（ASEAN）に対する経済支援の一環として導入されたものであるが、現在は、インドネシア、 削除 、フィリピン、 削除 及びベトナムの 5 カ国 省略	(4) 累積原産品の特例扱い 累積原産品の特例扱いは、東南アジア諸国連合（ASEAN）に対する経済支援の一環として導入されたものであるが、現在は、インドネシア、 <u>マレーシア</u> 、 <u>フィリピン</u> 、 <u>タイ</u> 及びベトナムの 5 カ国 省略
592	[1] 輸出の許可の一部を修正	
	省略 (2) 補完的輸出規制品目 補完的輸出規制については、 輸出管理徹底国 を仕向地とする輸出貨物に対しては規制の対象外とされる。輸出管理徹底国以外を仕向地とする場合、輸出貨物の仕向地の懸念の度合に応じて、国連武器禁輸国、その他の地域により規制の態様が異なっている。 （注）輸出管理徹底国…… 国際約束（国際レジーム）のすべてに参加し、輸出管理が適正に行われている国で、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、英国、米国等の 27 カ国。「ホワイト国」とも呼ばれている《輸出令別表第 3》。 国連武器禁輸国…… 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されている国で、アフガニスタン、イラク、中央アフリカ、レバノン、リビア、北朝鮮、 <u>南スーダン等の 10 カ国</u> 《輸出令別表第 3 の 2》 その他の地域…… 輸出管理徹底国及び国連武器禁輸国以外のすべての国・地域 省略	省略 (2) 補完的輸出規制品目 補完的輸出規制については、 輸出管理徹底国 を仕向地とする輸出貨物に対しては規制の対象外とされる。輸出管理徹底国以外を仕向地とする場合、輸出貨物の仕向地の懸念の度合に応じて、国連武器禁輸国、その他の地域により規制の態様が異なっている。 （注）輸出管理徹底国…… 国際約束（国際レジーム）のすべてに参加し、輸出管理が適正に行われている国で、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、英国、米国等の 27 カ国。「ホワイト国」とも呼ばれている《輸出令別表第 3》。 国連武器禁輸国…… 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されている国で、アフガニスタン、イラク、中央アフリカ、レバノン、リビア、北朝鮮等の <u>9 カ国</u> 《輸出令別表第 3 の 2》 その他の地域…… 輸出管理徹底国及び国連武器禁輸国以外のすべての国・地域 省略

頁	新	旧
608	1. 輸入割当品目の一部を修正	
	1. 輸入割当品目 輸入割当品目は、経済産業大臣の告示による輸入公表一に掲げられており、その概要は次のとおりである《輸入令第3条第1項、輸入公表一》。 (1) 非自由化品目（にしん、たら、あじ、さば、いわし、ぶり、帆立貝、貝柱等の魚介類及び海草） <u>（関税率表の番号等 11 区分）</u> 省略	1. 輸入割当品目 輸入割当品目は、経済産業大臣の告示による輸入公表一に掲げられており、その概要は次のとおりである《輸入令第3条第1項、輸入公表一》。 (1) 非自由化品目（にしん、たら、あじ、さば、いわし、ぶり、帆立貝、貝柱等の魚介類及び海草） <u>（10 品目区分）</u> 省略
616	[8] 税関長に委任されている権限 の（注）の一部を追加	
	省略 （注1）輸入割当ての権限は委任されていない。 <u>（注2）平成31年3月1日施行の外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達の一部改正により、輸入の承認のうち税関長に委任する経済産業大臣の指示する範囲（輸入割当を受けるべき貨物を無償で輸入する場合）の規定が削除されたので、具体的に、輸入の承認で税関長に権限委任されているものはなくなった。</u>	省略 （注）輸入割当ての権限は委任されていない。
633	2. (2) 添付書面②の記述を一部追加	
	(2) 添付書面 省略 ④ 申請者（法人である場合は役員）が通関業法第6条第3号から第9号まで及び第11号の欠格事由に該当しない旨の宣誓書	(2) 添付書面 省略 ④ 申請者（法人である場合は役員）が通関業法第6条第3号から第9号までの欠格事由に該当しない旨の宣誓書
748	1. 延滞税額の計算と端数処理の（注）の一部を修正	
	1. 延滞税額の計算と端数処理 省略 （注）延滞日数（延滞税の計算の基礎となる期間）の計算においては、控除すべき日数（延滞税が課されない日数）があるので、留意する《第2章—第5節—V.—[1]—4.法定納期限》参照。また、特例措置の延滞税率を適用する場合は、1日当たりの <u>利率</u> が割り切れないため、「未納税額×延滞税率×延滞日数÷365日」で計算し、1円未満の端数を切り捨てる。	1. 延滞税額の計算と端数処理 省略 （注）延滞日数（延滞税の計算の基礎となる期間）の計算においては、控除すべき日数（延滞税が課されない日数）があるので、留意する《第2章—第5節—V.—[1]—4.法定納期限》参照。また、特例措置の延滞税率を適用する場合は、1日当たりの <u>利益</u> が割り切れないため、「未納税額×延滞税率×延滞日数÷365日」で計算し、1円未満の端数を切り捨てる。

頁	新	旧
759	② 10%又は5%の基本無申告加算税を課す場合の記述を一部修正 ② 10%又は5%の基本無申告加算税を課す場合 省略 i 期限後特例申告書が提出された場合（下記③の適用がある場合を除く。）又はその提出若しくは決定後に修正申告がされた場合において、その提出又は修正申告が、税関からの調査通知後に行われたものであり、かつ、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、基本無申告加算税の税率は10%となる《関法第12条の3第1項かつこ書》。	② 10%又は5%の基本無申告加算税を課す場合 省略 i 期限後特例申告書が提出された場合（下記③の適用がある場合を除く。）又はその提出若しくは決定後に修正申告がされた場合において、その提出又は修正申告が、税関からの調査通知に行われたものであり、かつ、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、基本無申告加算税の税率は10%となる《関法第12条の3第1項かつこ書》。
	① 無申告加算税額の計算の考え方の記述を一部修正 ① 無申告加算税額の計算の考え方 省略 ii <u>なお、本設問においては、修正申告は税関の調査通知前に行われていることから、関税法第12条の3第5項の規定により加重無申告加算税に係る規定（同条第2項）の適用はないため、5%の加重無申告加算税は課されない。仮に同条第2項の規定が適用される場合（税関からの調査通知後に修正申告が行われた場合）であっても、当該修正申告に係る累積納付税額には、税関からの調査通知を受ける前に行われた期限後特例申告書の提出により納付された関税額（45万円）は含まれないため《関税法基本通達12の3—4》、累積納付税額に該当する金額はなく、当該修正申告により納付する関税額（35万円）が基準額（50万円）を超えないことから、5%の加重無申告加算税は課されない。</u>	① 無申告加算税額の計算の考え方 省略 ii <u>なお、当該修正申告に係る累積納付税額には、税関からの調査通知を受ける前に行われた期限後特例申告書の提出により納付された関税額（45万円）は含まれないため《関税法基本通達12の3—4》、累積納付税額に該当する金額はなく、当該修正申告により納付する関税額（35万円）が基準額（50万円）を超えないことから、5%の加重無申告加算税は課されない。</u>